

# 経済要録

## 国内

### ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、7月15日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日对外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、7月16日に公表した。

#### 記

日本銀行当座預金残高が27～30兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別 添)

平成15年7月15日  
日 本 銀 行

#### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が27～30兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

### ◆「保険業法の一部を改正する法律」の成立

7月18日、参議院本会議において、保険業法の一部を改正する法律が可決され、成立した（7月25日公布）。これは、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行うもの。

### ◆日本銀行、「資金決済システムの運営等についての国際基準に関する日本銀行の適合状況」を公表

日本銀行は、7月23日、「資金決済システムの運営等についての国際基準に関する日本銀行の適合状況」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年8月号参照）。

◆「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

7月25日、参議院本会議において、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律が可決され、成立した（8月1日公布）。これは、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を課する期限を延期するほか、売却時抛出金を廃止し、銀行等以外の会社からの株式の買取りの価額の制限を緩和し、及び銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成29年3月31日までとするもの。

◆日本銀行、「金融機関における業務継続体制の整備について」を公表

日本銀行は、7月25日、「金融機関における業務継続体制の整備について」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年8月号参照）。

◆日本銀行、「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」を公表

日本銀行は、7月25日、「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年8月号参照）。

◆日本銀行、新しい日本銀行券の発行時期を公表

日本銀行は、7月29日、日本銀行券一万円、五千円および千円の改刷について、新券の発行開始を平成16年7月頃に予定している旨公表した。

なお、同日、国立印刷局において、新しい一万円券の印刷が開始された。

新しい一万円券

表



裏



◆現行金利一覧

(15年8月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ( )内 前回は準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28 (1.500)
長期プライムレート	1.5	15. 8. 8 (1.6)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(15年8月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<8月債> 0.983	<7月債> 0.965
	表面利率 (%)	1.0	0.9
	発行価格 (円)	100.15	99.40
政府短期証券	応募者利回り (%)	(15年8月11日発行分) 0.0039	(15年8月4日発行分) 0.0058
	発行価格 (円)	99.9990	99.9985
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<8月債> 0.965	<7月債> 1.138
	表面利率 (%)	0.9	1.1
	発行価格 (円)	99.40	99.65
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<8月債> 0.965	<7月債> 1.127
	表面利率 (%)	0.9	1.1
	発行価格 (円)	99.40	99.75
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<8月債> 0.400	<7月債> 0.550
	表面利率 (%)	0.40	0.55
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<8月後半債> 0.060	<8月前半債> 0.060
	同税引後 (%)	0.050	0.050
	割引率 (%)	0.05	0.05
	発行価格 (円)	99.94	99.94

(注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。

2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行価格は募入平均価格。

3. 公募地方債は最低レート。

4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レートを採用した金融債の計数を掲載。

## 海外

### ◆バーゼル銀行監督委員会、「電子バンキングにおけるリスク管理の原則」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、7月17日、「電子バンキングにおけるリスク管理の原則」（原題：Risk Management Principles for Electronic Banking）を公表した（本報告書のプレス・リリースの仮訳は日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年8月号を、また、本文の仮訳は、日本銀行ホームページ参照）。

### ◆バーゼル銀行監督委員会、「クロスボーダー電子バンキング業務の管理と監督」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、7月17日、「クロスボーダー電子バンキング業務の管理と監督」（原題：Management and Supervision of Cross-Border Electronic Banking Activities）を公表した（本報告書のプレス・リリースの仮訳は日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2003年8月号を、また、本文の仮訳は、日本銀行ホームページ参照）。